

パソコン・スマートフォンで確定申告ができます

確定申告は、スマートフォンまたはパソコンから、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コール」を利用するe-Taxが便利です。確定申告会場に出向かずに自宅で確定申告ができます。また、マイナポータル連携を用いると、確定申告書の該当項目が自動入力されるため、寄付金受領証明書や医療費通知情報などを1件ずつ入力する手間がかかりません。

さらに、給与所得の源泉徴収票なども自動入力の対象になります。



確定申告書等作成コーナー

この機会にぜひ、マイナポータル連携のご利用をお願いします。

▼問合せ e-Tax・作成コールヘルプデスク ☎ 0570-01-5901（有料）
 （土日祝日、12月29日～1月3日を除く）

国民健康保険被保険者で出産される方を対象とする「産前産後における一定期間の国民健康保険税の免除制度」が、令和6年1月から始まります。

▼届出方法 免除を受けるには、届出書の提出が必要です。出産予定日の6ヶ月前から届け出ることができます。

▼問合せ 保健福祉課介護保険係 ☎ 72-6910

▼対象者 国民健康保険世帯で、令和5年11月以降に出産予定の被保険者または出産した被保険者

▼免除期間

- ・ 単胎妊娠の場合 4ヶ月
- ・ 多胎妊娠の場合 6ヶ月

○ 税務課庶務諸課係 ☎ 72-6936

○ 住民生活課医療保険係 ☎ 72-6909



大田原税務署での確定申告(令和5年分)のお知らせ



所得税、個人消費税、贈与税の確定申告会場を次のとおり設置します。

▼場所 大田原税務署別館2階 会議室

▼期間 2月16日(金)～3月15日(金)
 (土日祝日を除く)

▼受付時間 午前8時30分～午後4時（相談開始：午前9時）

▼必要書類 必要書類が不足する場合は確定申告ができません。事前に国税庁ホームページなどで必要書類をご確認ください。

▼注意事項 確定申告会場の入場には、入場できる時間枠を指定した「入場整理券」が必要です。

入場整理券は「国税庁LINE公式アカウント」から事前に取得、または会場での当日配布



国税庁LINE公式アカウント

（配付状況によっては、相談受付を終了する場合があります。オンラインでの事前発行をおすすめします）により取得できます。

※スマホ申告を基本とした相談体制のため、スマートフォンをお持ちの方は持参してください。

※マイナンバーカードを利用する場合は、パスワード（①数字4桁および②英数字6～16桁）が分かるようにしてお越しください。

▼問合せ 大田原税務署 ☎ 0287-22-3115

「障害者控除認定書」発行のご案内

要介護認定を受けている方で次に該当する方は、町が交付する「障害者控除認定書」を税の申告の際に提出することにより、障害者控除を受けることができます。

▼対象 65歳以上で要介護認定を受けている方のうち、「障害者等であることの認定基準」に該当する方（要支援1・2の方は除きます）

▼申請者 本人または扶養申告する方

▼申請期間 1月16日(火)～3月15日(金)
 ▼交付手数料 無料

▼申請・問合せ 保健福祉課介護保険係 ☎ 72-6910
 20分程度お時間をいただきます。
 ・障害者控除認定書の発行には、
 分を証明するもの（運転免許証等）
 ・身体障害者手帳をお持ちの方は、身
 手帳で税の申告をしてください。
 ・要介護認定者でも、基準により
 対象とならない場合があります。
 ・障害者控除認定書の発行には、
 20分程度お時間をいただきます。

▼持ち物

・本人以外が申請する場合は、身

・介護保険被保険者証

・本人以外が申請する場合は、身

・介護保険被保険者証